

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (週休日の振替等) 第5条 (略) 2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の規定により勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行つた後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。<u>第6条第1項及び第11条第1項</u>において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。 3 (略) ～ 略 ～ <u>(加える)</u>	～ 略 ～ (週休日の振替等) 第5条 (略) 2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の規定により勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行つた後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。<u>次条第1項</u>及び第11条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。 3 (略) ～ 略 ～ <u>(時間外勤務及び休日勤務の上限等)</u> <u>第10条の2 任命権者は、職員に対し、条例第8条第2項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務又は週休日若しくは休日における勤務(以下この条において「時間外勤務等」という。)を命ずる場合には、次に定める時間(以下この条において「限度時間」という。)の範囲内で、必要最小限の時間外勤務等を命ずるものとする。</u> <u>(1) 1か月(月の初日から末日までの期間をいう。以下この条において同じ。)</u>

において時間外勤務等を命ずる時間について45時間

(2) 1年(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。)において時間外勤務等を命ずる時間について360時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員に対し、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて時間外勤務等を命ずる必要がある場合には、次に定める時間及び月数(以下この条において「上限時間等」という。)の範囲内で、必要最小限の時間外勤務等を命ずることができる。

(1) 1か月において時間外勤務等を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において時間外勤務等を命ずる時間について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務等を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務等を命ずる月数について6か月

3 任命権者は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、限度時間又は上限時間等を超えて、職員に対し、時間外勤務等を命ずることができる。この場合において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務等を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。

4 任命権者は、前項の規定により、職員に対し、上限時間等を超えて時間外勤務等を命じたときは、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第10条の2・第10条の3 (略) 第10条の4 条例第8条の2第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。 (1)～(4) (略) (5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして<u>第10条の2</u>に定める者に該当することとなつた場合 2～4 (略) (介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第10条の5 前3条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第10条の2</u>第2号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係	5 前各項の規定は、次に掲げる職員については、適用しない。 (1) <u>労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)</u>第36条に規定する協定に基づき時間外勤務等の上限が定められる職員 (2) <u>条例の適用を受ける職員となつた国又は他の地方公共団体等の職員、国又は他の地方公共団体等の職員となつた職員(条例の適用を受ける職員に限る。)</u>その他これらに類する職員のうち、任命権者が定める職員 第10条の3・第10条の4 (略) 第10条の5 条例第8条の2第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。 (1)～(4) (略) (5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして<u>第10条の3</u>に定める者に該当することとなつた場合 2～4 (略) (介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第10条の6 前3条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第10条の3</u>第2号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係
---	---

が消滅した」と読み替えるものとする。

第10条の6～第10条の9 （略）

（時間外勤務代休時間の指定）

第10条の10 （略）

2 任命権者は、条例第8条の3の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項_____に規定する時間外勤務代休時間を言う。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日を言う。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第12条第5項の適用を受ける時間（以下「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

（1）～（3） （略）

3～7 （略）

～略～

（年次休暇の日数）

第12条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

（1）・（2） （略）

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続する

が消滅した」と読み替えるものとする。

第10条の7～第10条の10 （略）

（時間外勤務代休時間の指定）

第10条の11 （略）

2 任命権者は、条例第8条の3の規定に基づき時間外勤務代休時間（同条第1項に規定する時間外勤務代休時間を言う。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日を言う。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第12条第5項の適用を受ける時間（以下「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

（1）～（3） （略）

3～7 （略）

～略～

（年次休暇の日数）

第12条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労基法_____第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

（1）・（2） （略）

2 前項の規定にかかわらず、労基法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続する

ものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

～略～

(特別休暇)

第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 生後満1年に達しない子を養育する職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組養親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(9)～(21) (略)

2～4 (略)

～略～

(別段の定め)

ものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

～略～

(特別休暇)

第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 生後満1年に達しない子を養育する職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組養親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法

第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(9)～(21) (略)

2～4 (略)

～略～

(別段の定め)

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は季節的事情により、第4条、第5条、<u>第7条第1項</u>及び第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、町長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、<u>休息時間</u>又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。	第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は季節的事情により、第4条、第5条 _____ 及び第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、町長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等 _____ 又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>令和2年8月31日までの間における改正後の第10条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間(令和2年4月以後の期間に限る。)」とする。</u>
--	--